

捜査指揮に関する訓令

〔最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号〕

(概要)

この訓令は、犯罪捜査規範第19条第2項の規定に基づき、警察本部長又は警察署長が直接指揮する事件及び事項並びに指揮の方法について、必要な事項を定めたもので、昭和48年4月1日から実施しています。